

大野城市災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 計画策定の背景及び趣旨

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、さらには平成 29 年の九州北部豪雨と、大規模災害発生時における災害廃棄物の発生量は極めて膨大なものとなり、災害廃棄物をより迅速に処理することは、被災地域の復旧・復興にとって、決して欠かすことのできない大きな課題となっている。

この計画は、本市における大規模災害時の災害廃棄物の処理について、迅速かつ適正に処理を行い、一刻も早い復旧・復興が実現できるよう策定するもの。

2. 計画の位置付け

環境省の「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を踏まえ、「大野城市地域防災計画（平成 29 年 2 月修正）」と整合を図りながら「福岡県災害廃棄物処理計画」と連携する形で本市の災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と方策を示すもの。

3. 対象とする災害と災害廃棄物の発生量

本計画で対象とする災害は、地震災害及び風水害とする。

地震被害は、本市の直下を走る警固断層の南東部（中央下部）による地震動を対象とした。なお、津波を伴う地震災害は、本市が内陸部であるため対象にしていない。風水害は、御笠川の外水氾濫を対象とした。

| | |
|---|---|
| <p>【地震災害】警固断層 南東部（中央下部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動規模：M=7.2 ・建物被害：全壊 577 棟、半壊 432 棟 ・災害廃棄物発生量：75,000 t | <p>【風水害】御笠川の外水氾濫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水：353 棟 ・床下浸水：2,717 棟 ・災害廃棄物発生量：1,555 t |
|---|---|

※床上浸水、床下浸水の被害棟数については、福岡県災害廃棄物処理計画市町村策定マニュアルに記載されているデータを引用しているため、大野城市地域防災計画のデータと相違している。

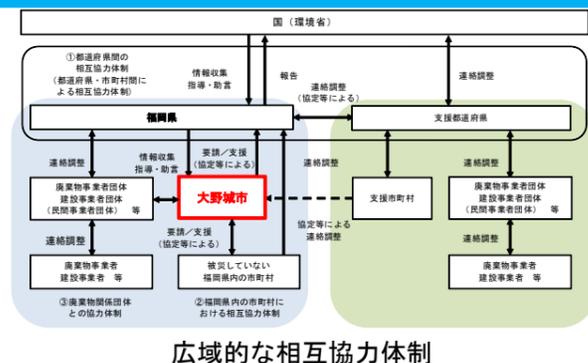
4. 対象とする災害廃棄物の種類

| 発 生 源 | 種 類 |
|--------------|---|
| 地震災害や風水害等の災害 | ◇木くず◇コンクリートがら◇金属くず◇可燃物◇不燃物◇廃家電◇廃自動車等◇適正処理困難廃棄物◇腐敗性廃棄物◇有害廃棄物 |
| 被災者や避難者の生活 | ◇避難所における生活ごみ◇生活ごみ◇し尿 |

5. 組織体制・協力支援体制

【組織体制】
建設環境対策部が他の関係各部と連携し災害廃棄物の処理対策を行う。

【協力支援体制】
被災規模に応じて、福岡県に対し他自治体による支援を要請し、必要に応じて民間事業者団体にも協力を要請する。



6. 避難所におけるし尿及び生活ごみ発生量

避難所における避難者数を 2,293 人と想定した場合のし尿及び生活ごみ発生量は以下のとおり。

- ◇し尿発生量及び仮設トイレ必要数：し尿発生量 3,899L/日 仮設トイレ必要数 78 基
- ◇ごみ発生量：1.25 t/日

7. 災害廃棄物の処理

本計画において想定している災害は、「地震災害・風水害」であるが、ここでは地震災害等により発生する災害廃棄物のみ掲載する。

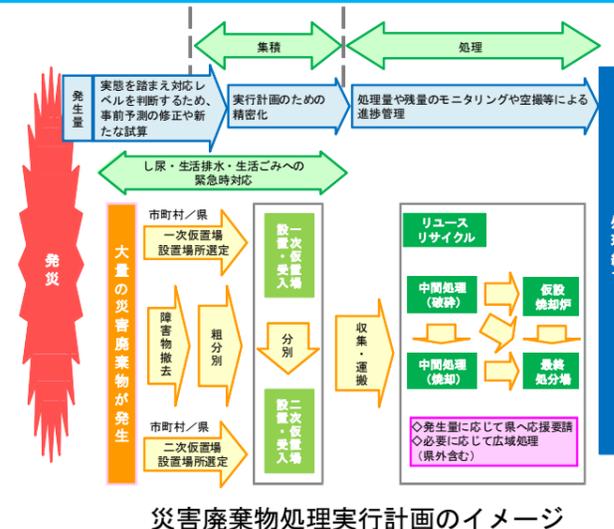
| 破砕選別後の廃棄物組成 | 発生量 (t) | 搬出先 |
|-------------|---------|-----------------------|
| 柱材・角材 | 2,000 | 全量を木質チップとし燃料又は原料として売却 |
| コンクリートがら | 37,000 | 全量を再生資材として活用 |
| 可燃物 | 8,000 | 全量を既往焼却施設で焼却 |
| 金属くず | 3,000 | 全量を金属くずとして売却 |
| 不燃物 | 25,000 | 全量を最終処分場で埋立 |

8. 災害廃棄物処理実行計画の策定

平時から、国（環境省）が作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）や本計画をもとに、具体的な処理方法を定める処理実行計画を作成しておき、発災時に迅速な対応ができるようにする。

さらに、被災の状況によっては、福岡県に災害廃棄物処理の支援を要請する。

なお、福岡県内の市町村の支援を受けて、1年以内に処理を完了することを目指す。



9. 仮置場

【一次仮置場】
一次仮置場は被災現場から災害廃棄物を速やかに撤去するために設置するが、様々な災害廃棄物を混合状態で保管した場合、後工程において分別・選別作業に多くの手間と時間を費やし、結果的に処理が遅れることになる。このため、災害廃棄物を可能な限り被災現場で分別して、一次仮置場に搬入する。

【二次仮置場】
二次仮置場は、処理処分先の品質に応じた破砕・選別のほか処理前後の廃棄物の保管機能も求められるため、一次仮置場よりも広い面積（場所）を必要とする。二次仮置場においては、主に、混合廃棄物の選別を破砕機、大型ふるいや手選別で行う。また、本市単独による設置が困難な場合は、福岡県に支援を求める。